

香川県伝統的ものづくり産業発展支援事業補助金

県内の伝統的ものづくり産業が実施する、販路開拓・人材育成・技術の伝承の取組みや、訪日外国人旅行者への対応力を強化するための取組み等に対し、100万円を上限に補助金（補助率：4／5）を交付します。

◆補助対象となる事業者

香川県指定伝統的工芸品及び家具の製造団体（**3事業者以上**で構成）

◆補助の対象となる取組みの例

- (1) プロモーション・販路開拓事業
(訪日外国人旅行者向けの情報発信、首都圏をはじめ県外等に向けたプロモーション、販路開拓事業 など)
- (2) 人材育成事業
(訪日外国人旅行者に対応するための語学セミナーや、資格を取得するための講習 など)
- (3) 技術・技法伝承事業
(技術者・職人等を養成するための技能講習や、技術・技法の伝承を目的とした記録映像の作成 など)
- (4) 新商品開発事業
(訪日外国人旅行者の新たな需要を呼び込むための新商品開発 など)

※ 上記(1)～(4)に係る専門家によるコンサルティング等を含む。

◆補助対象経費

補助事業を適切に実施するために必要な経費であって、次のいずれかに該当するものは除く。

- ・ 人件費（補助事業実施のみを目的とした臨時職員の賃金等は除く）
- ・ 施設整備、改修等の経費
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ その他補助事業の目的にそぐわないと認められる経費

◆手続きの流れ

補助金申込 → 審査 → 事業の採択 → 補助金交付申請
→ 事業実施 → 完了実績報告 → 補助金の支払

◆募集期間

令和5年4月10日(月)～6月2日(金)

※詳細については、交付要綱等をご確認ください。

【お問い合わせ先】

香川県商工労働部経営支援課 総務・地場産業グループ
TEL：087-832-3342 FAX：087-806-0211
E-mail：keiei@pref.kagawa.lg.jp